

自動二輪車駐車場の確保に関する事例集 (附置義務等による駐車場確保編)

国土交通省 都市局 街路交通施設課
令和8年10月

- ・ 自動二輪車駐車場の確保に向けた附置義務の制定 : p2
- ・ 駐車場法による自動二輪車駐車場の附置義務の制定 : p4
- ・ 自転車条例に関連した自動二輪車駐車場の附置義務の制定 : p15
- ・ 開発条例による自動二輪車駐車場の設置基準の制定 : p17

自動二輪車駐車場の確保に向けた附置義務の制定に関しては、駐車場法による事例と独自条例において附置義務を制定する対象を自動二輪車駐車場に広げた事例が存在する。

① 駐車場法により、自動二輪車駐車場の附置義務を制定している事例

- ・駐車場法第20条に基づく地方公共団体の条例(附置義務条例)により、特定地区内に一定規模以上の建築物を新築等する場合に、自動二輪車駐車場の附置を義務付けている事例
- ・制定している地方公共団体は、以下の10都市となる

さいたま市	P4	川越市	P5	千葉市	P6
横浜市	P7	川崎市	P8	京都市	P9
大阪市	P10	神戸市	P11	福岡市	P12
那覇市	P13				

② 駐車場法に基づかない条例に基づいて、自動二輪車駐車場の設置基準を制定している事例

- ・駐車場法によらない形で、自動二輪車駐車場の附置義務を制定している事例は以下の通り

(1) 自転車条例に関連する形で自動二輪車駐車場の附置義務を制定している事例

仙台市	P15	広島市	P16
-----	-----	-----	-----

(2) 開発協議に関わる条例の中で自動二輪車駐車場の附置義務を制定している事例

江戸川区	P17	藤沢市	P18
------	-----	-----	-----

① 駐車場法により、自動二輪車駐車場の附置義務を制定している事例

駐車場法による自動二輪車駐車場の附置義務の制定(さいたま市)

1. 導入背景

- ・全国的に自動二輪車駐車場不足や路上駐車が課題であった。
- ・平成18年に駐車場法改正により、上記課題の解消のために自動二輪車駐車場の附置義務条例が制定可能になったことを契機に、**さいたま市でも導入**。

2. 附置義務条例の内容 導入時期:平成21年4月(最終改正時期:令和6年5月)

<附置義務の原単位> ※駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域の場合

百貨店・ その他店舗・事務所		左記以外の 特定用途	
対象建築物の 規模	附置基準	対象建築物の 規模	附置基準
1,500m ² 以上	3,000m ² 毎に1台	1,500m ² 以上	8,000m ² 毎に1台

3. 導入の効果

- ・**駅周辺において集客施設が整備される際に**、自動二輪車用駐車場が確保されるようになり、自動二輪車利用者の駐車需要への対応が実現。

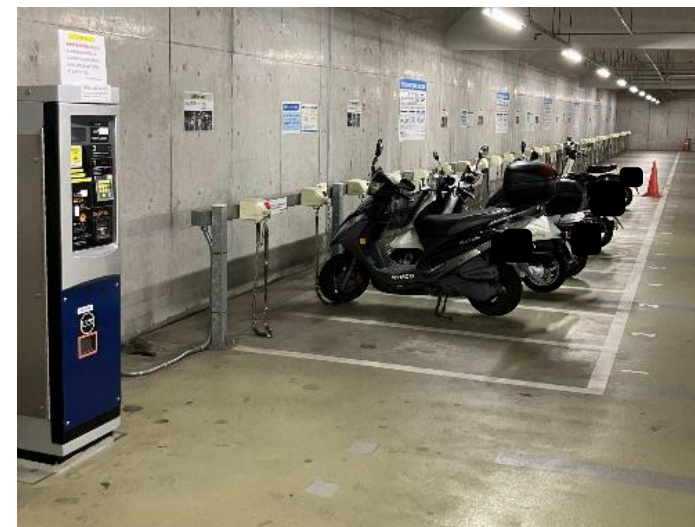
4. リンク先(自治体HP)

さいたま市建築物駐車施設の附置等に関する条例

https://www.city.saitama.lg.jp/005/003/011/002/p008350_d/fil/jourei.pdf



自動二輪車駐車場設置事例①



自動二輪車駐車場設置事例②

駐車場法による自動二輪車駐車場の附置義務の制定(川越市)

1. 導入背景

・平成18年の駐車場法改正を契機に、自動二輪車を取り巻く駐車ニーズ等(歩道部などでの駐車が見受けられた)に対応するため、適切な駐車施設を確保していく必要があると判断して導入。

2. 附置義務条例の内容

導入時期:平成24年7月

＜附置義務の原単位＞ ※商業地域・近隣商業地域の場合

百貨店・ その他店舗		左記以外の 特定用途	
対象建築物の 規模	附置基準	対象建築物の 規模	附置基準
1,500m ² 以上	3,000m ² 毎に1台	1,500m ² 以上	8,000m ² 毎に1台

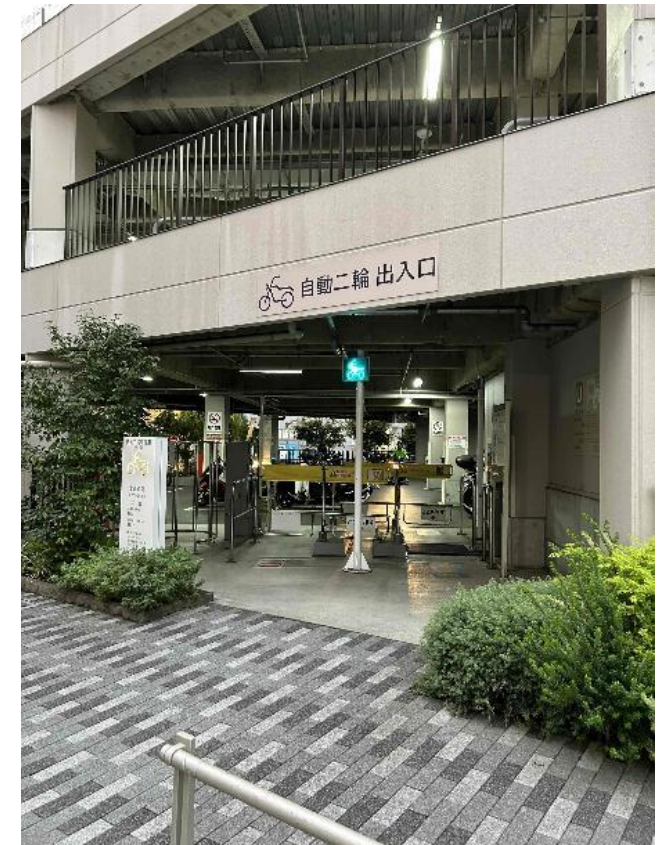
3. 導入の効果

・都市部での違法駐車や路上駐車が減少し、交通の安全性や歩行者の利便性が向上するとともに、自動二輪車利用者の利便性も高まり、公共空間の秩序維持や都市環境の改善にも寄与しているものと考えている。

4. リンク先(自治体HP)

川越市における建築物に附置すべき駐車施設に関する条例

<https://www.city.kawagoe.saitama.jp/shisei/toshikei/1010554/1010750/1010793/1010804.html>



自動二輪車駐車場設置事例

駐車場法による自動二輪車駐車場の附置義務の制定(千葉市)

1. 導入背景

- ・四輪自動車に比べて、**自動二輪車用の駐車場が少ない**ことや、市議会会派等から長年にわたり自動二輪車駐車場設置に関する**要望**があったことを踏まえ導入。

2. 附置義務条例の内容

導入時期: 令和5年4月

＜附置義務の原単位＞ ※商業地域・近隣商業地域の場合

百貨店・ その他店舗		左記以外の 特定用途	
対象建築物の 規模	附置基準	対象建築物の 規模	附置基準
1,500m ² 以上	3,000m ² 毎に1台	1,500m ² 以上	8,000m ² 毎に1台

3. 導入の効果

- ・制定から**3年で15台分**の附置義務駐車施設の整備がなされるなど、自動二輪駐車施設の着実な増加が実現。

4. リンク先(自治体HP)

千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
https://www1.g-reiki.net/chiba/reiki_honbun/g002RG000000559.html

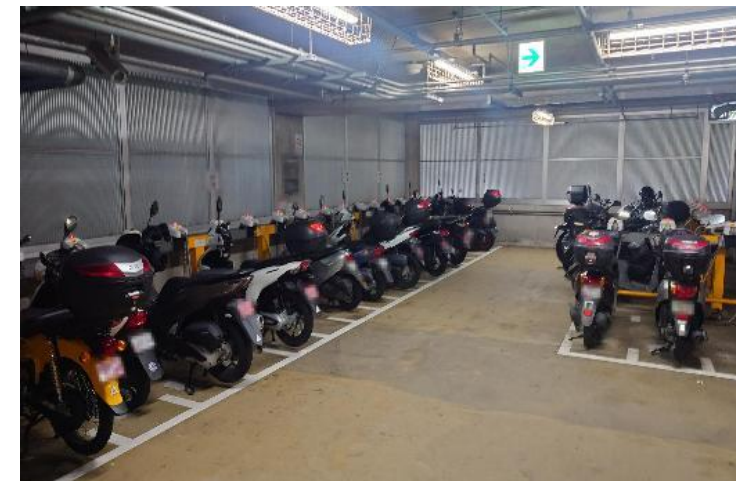


自動二輪車駐車場設置事例①

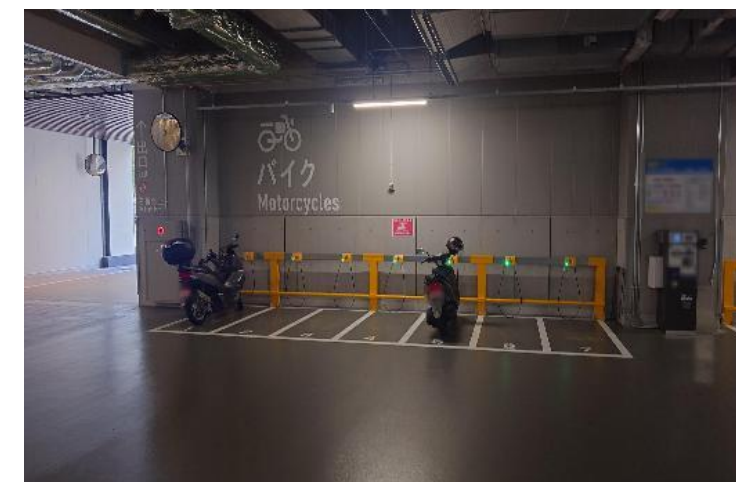


自動二輪車駐車場設置事例②

駐車場法による自動二輪車駐車場の附置義務の制定(横浜市)



自動二輪車駐車場設置事例①



自動二輪車駐車場設置事例②

1. 導入背景

- ・民間駐車監視員制度の導入により駐車違反の取締りが強化された一方、**自動二輪車が駐車できる場所がほとんどなく、自動二輪車駐車場の確保に関する要望が多数寄せられていた。**
- ・加えて、駐車場法の改正により自動二輪車の附置義務制定が可能となったことを契機に導入。

2. 附置義務条例の内容 導入時期:平成19年12月(最終改正時期:令和8年2月)

<附置義務の原単位> ※駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域の場合

百貨店・その他店舗		左記以外の特定用途(共同住宅、事務所・倉庫・工場は除く)	
対象建築物の規模	附置基準	対象建築物の規模	附置基準
2,000m ² 超	3,000m ² 毎に1台(※1)	2,000m ² 超	10,000m ² 毎に1台(※1)

※1:建物規模が2,000m²超6,000m²未満の場合は、緩和率(※2)が適用。

※2: $(1 - \frac{1,000\text{m}^2 \times (6,000\text{m}^2 - \text{建物の延面積})}{5,000\text{m}^2 \times \text{建物の延面積}})$

3. 導入の効果

- ・条例により附置義務を課した施設への**設置要望**や対象地域における自動二輪車の**路上駐車に関する市民意見の減少**が実現。

4. リンク先(自治体HP)

横浜市駐車場条例

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kotsu/toshikotsu/chushajo/jorei/gimu.files/jorei-r8.2.pdf>



駐車場法による自動二輪車駐車場の附置義務の制定(川崎市)

1. 導入背景

・駐車場法の改正による自動二輪車駐車場の附置義務制度対象化を契機に、国の標準条例を参考としてパーソントリップ(PT)調査等で原単位を検討した上で導入。

2. 附置義務条例の内容

導入時期:平成19年10月

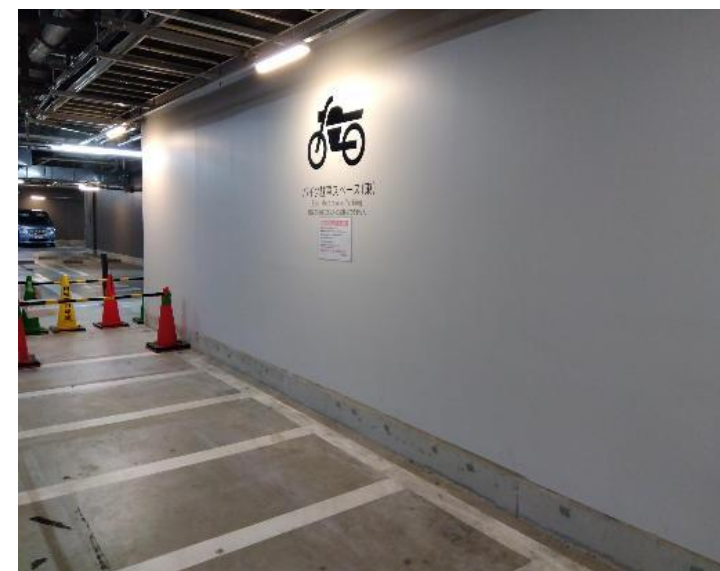
＜附置義務の原単位＞ ※駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域の場合

百貨店・ その他店舗・事務所		左記以外の 特定用途	
対象建築物の 規模	附置基準	対象建築物の 規模	附置基準
1,500m ² 超	3,000m ² 毎に1台	1,500m ² 超	8,000m ² 毎に1台

※共同住宅を除く



自動二輪車駐車場設置事例①



自動二輪車駐車場設置事例②

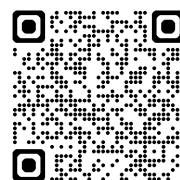
3. 導入の効果

・自動二輪車駐車場の確保が進むなど、**自動二輪車の駐車需要への対応が実現。**

4. リンク先(自治体HP)

川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例

https://reiki.city.kawasaki.jp/kawasaki/d1w_reiki/H404901010054/H404901010054.html



駐車場法による自動二輪車駐車場の附置義務の制定(京都市)

1. 導入背景

- ・制定当時、**市民一人当たりの自動二輪車保有台数が政令指定都市の中で最も高く**、自動二輪車の駐車違反件数も多かったという課題があり、その解決のために導入。

2. 附置義務条例の内容

導入時期: 平成26年10月

＜附置義務の原単位＞ ※駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域の場合

百貨店・ その他店舗		左記以外の 特定用途	
対象建築物の 規模	附置基準	対象建築物の 規模	附置基準
2,000m ² 以上	3,000m ² 毎に1台	2,000m ² 以上	8,000m ² 毎に1台

3. 導入の効果

- ・平成26年の改正以来、令和7年度末時点で、約260箇所約510台分の自動二輪車駐車場を設置。
- ・事例として**京都市役所分庁舎では自動二輪車駐車場を16台設置**。(※うち附置義務台数: 3台)

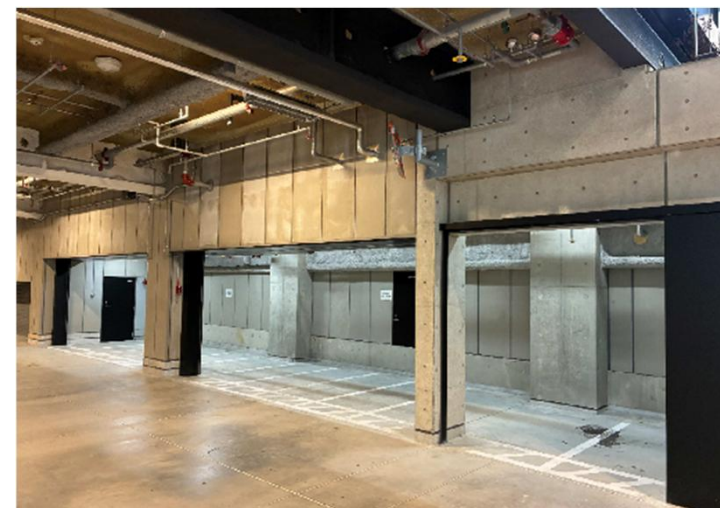
4. リンク先(自治体HP)

京都市「附置義務駐車施設リーフレット」

<https://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/cmsfiles/contents/0000163/163446/0411.2leaflet.pdf>



自動二輪車駐車場設置事例①

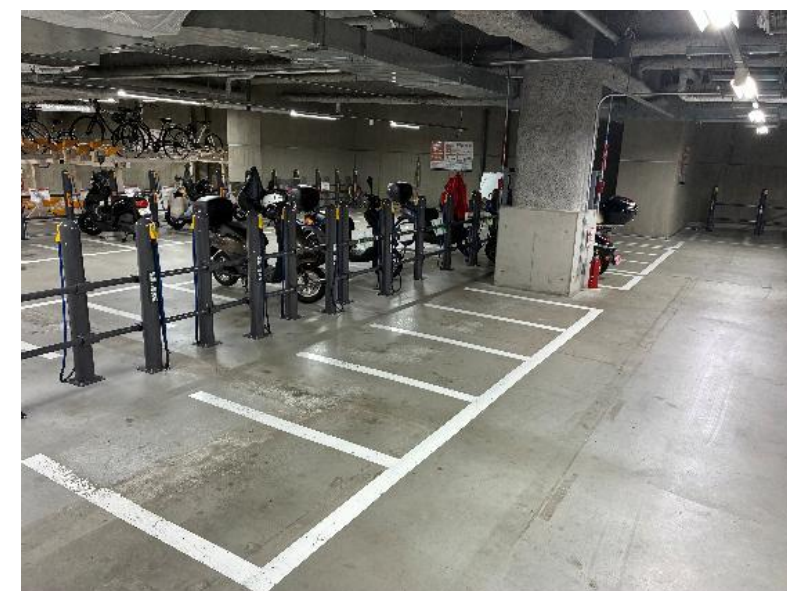


自動二輪車駐車場設置事例②

駐車場法による自動二輪車駐車場の附置義務の制定(大阪市)



自動二輪車駐車場設置事例①



自動二輪車駐車場設置事例②

1. 導入背景

・平成18年の道路交通法改正による駐車違反对策の強化に伴い、**自動二輪車の利用者から駐車場不足の声が上がったこと**や**平成18年11月に国土交通省より示された標準駐車場条例**を踏まえて導入。

2. 附置義務条例の内容

導入時期:平成20年6月

＜附置義務の原単位＞ ※駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域の場合

百貨店・その他店舗・事務所		左記以外の特定用途	
対象建築物の規模	附置基準	対象建築物の規模	附置基準
延面積が 2,000㎡をこえ、 3,000㎡以下のもの	一律1台	延面積が 2,000㎡をこえ 6,500㎡以下のもの	一律1台
延面積が3,000㎡ をこえるもの	(延面積) ----- 3,000 →切り上げ台数	延面積が6,500㎡ を超えるもの	(延面積) ----- 6,500 →切り上げ台数

3. 導入の効果

・平成20年の条例改正以来、令和7年度末時点で附置義務で設置する必要となる約3,000台を含む**約7,700台分**の自動二輪駐車施設の設置について協議を実施。

4. リンク先(自治体HP)

建築物における駐車施設の附置等に関する条例

<https://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000005188.html>



駐車場法による自動二輪車駐車場の附置義務の制定(神戸市)

1. 導入背景

- ・自動二輪車の保有台数が増加傾向を示す一方で、市内の自動二輪車駐車場の整備率が低いという課題があり、自動二輪車駐車場の確保のために附置義務制度を導入。

2. 附置義務条例の内容

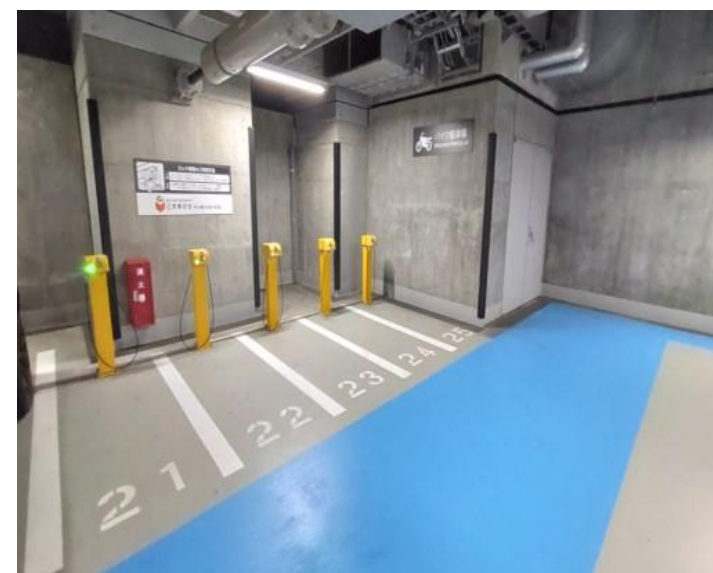
導入時期:平成27年12月

＜附置義務の原単位＞ ※駐車場整備地区・商業地域・近隣商業地域の場合

百貨店・ その他店舗		左記以外の 特定用途	
対象建築物の 規模	附置基準	対象建築物の 規模	附置基準
1,500m ² 以上	3,000m ² 毎に1台	1,500m ² 以上	6,000m ² 毎に1台



自動二輪車駐車場設置事例①



自動二輪車駐車場設置事例②

3. 導入の効果

- ・平成27年の改正以来、令和7年度末時点で、
約79箇所、約296台分の自動二輪車駐車場を設置

4. リンク先(自治体HP)

建築物に附置すべき駐車施設に関する条例

https://www.city.kobe.lg.jp/documents/9925/r8_chushajou_jourei.pdf



駐車場法による自動二輪車駐車場の附置義務の制定(福岡市)

1. 導入背景

・制定当時、**自動二輪車の保有台数が増加しており**、都心部などにおいては、**違法駐車も見られたため**、附置義務を導入。

2. 附置義務条例の内容 導入時期:平成29年4月(最終改正時期:令和8年4月)

＜附置義務の原単位＞ ※商業地域・近隣商業地域の場合

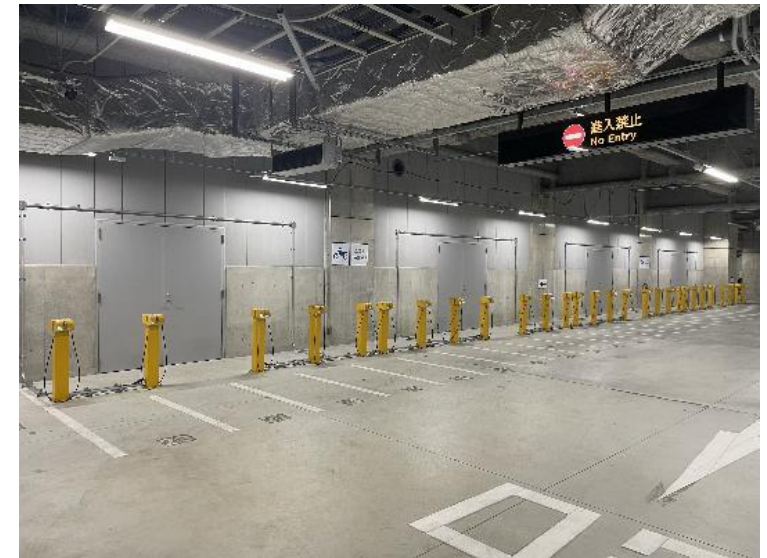
百貨店・ その他店舗		左記以外の 特定用途	
対象建築物の 規模	附置基準	対象建築物の 規模	附置基準
3,000m ² 超	3,000m ² 毎に1台	5,000m ² 超	5,000m ² 毎に1台

3. 導入の効果

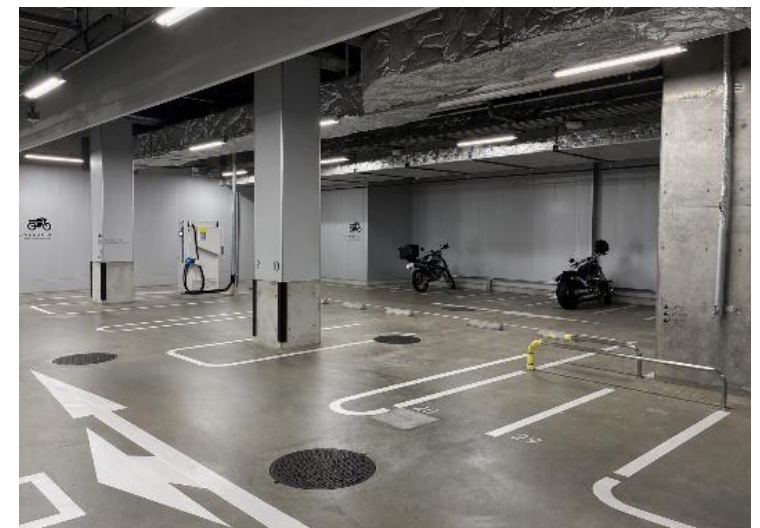
・平成29年4月1日の改正条例施行から令和8年3月31日までに商業地域、近隣商業地域の対象建築物において、**約1,600台**の自動二輪車駐車場が整備された。

4. リンク先(自治体HP)

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例
[https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-
gesuido/tyuushajo/hp/documents/R8_car_jyourei.pdf](https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/tyuushajo/hp/documents/R8_car_jyourei.pdf)



自動二輪車駐車場設置事例①



自動二輪車駐車場設置事例②

駐車場法による自動二輪車駐車場の附置義務の制定(那覇市)

1. 導入背景

・路上駐車の解消や道路交通の円滑化を図るため、**自動二輪車の駐車実態について**、施設の用途・地域別に駐車施設の設置状況や駐車実態を調査した結果、**自動二輪車駐車場の整備が十分でなく、駐車場外への駐車も確認されたことから**、駐車スペースの確保を図るため、一定規模以上の建築物に附置義務を導入。

2. 附置義務条例の内容 導入時期: 令和2年1月(最終改正時期: 令和8年4月)

＜附置義務の原単位＞ ※商業地域・近隣商業地域の場合

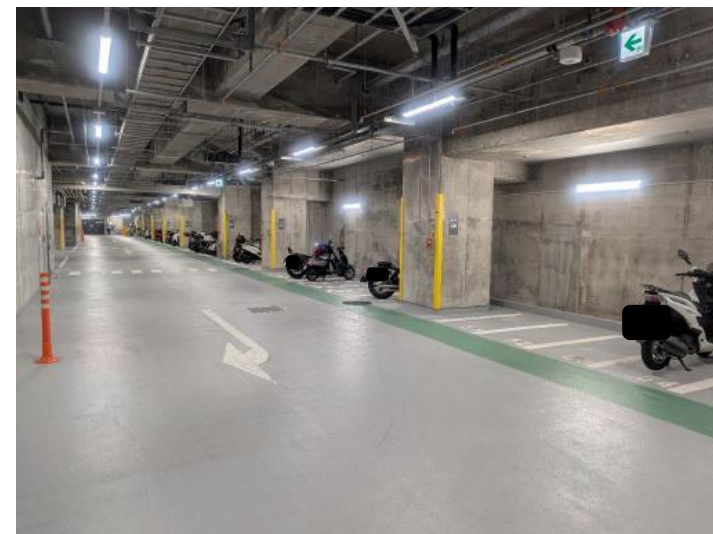
百貨店・ その他店舗		左記以外の 特定用途(共同住宅除く)	
対象建築物の 規模	附置基準	対象建築物の 規模	附置基準
1,000m ² 超	1,000m ² 毎に1台	1,000m ² 超	2,000m ² 毎に1台

3. 導入の効果

・建築物の新築・増築等に伴う駐車スペースの確保が促進され、**自動二輪車の適正な駐車環境の形成が実現。**

4. リンク先(自治体HP)

那覇市における建築物の駐車施設の附置等に関する条例
https://www1.g-reiki.net/naha/reiki_honbun/q902RG00000564.html



自動二輪車駐車場設置事例①



自動二輪車駐車場設置事例②

②駐車場法に基づかない条例に基づいて、自動二輪車駐車場の設置基準を制定している事例

自転車条例に関連した自動二輪車駐車場の附置義務の制定(仙台市)

1. 導入背景

- ・昭和62年の自転車附置義務条例制定の際に**バイク放置が多い**という社会問題があり、**自動二輪車も附置義務の対象として導入**。

※H18の駐車場法改正による自動二輪車追加時も扱いは継続

2. 附置義務条例の内容 導入時期:昭和62年3月(最終改正時期:令和4年4月)

＜附置義務の原単位＞ ※商業地域・近隣商業地域における小売店舗の場合

条例で定められている計算式による駐輪場の整備台数（自転車、原動機付自転車、自動二輪車）のうち5%程度

※整備必要台数のうち、自転車と原動機付自転車の台数を除いた台数

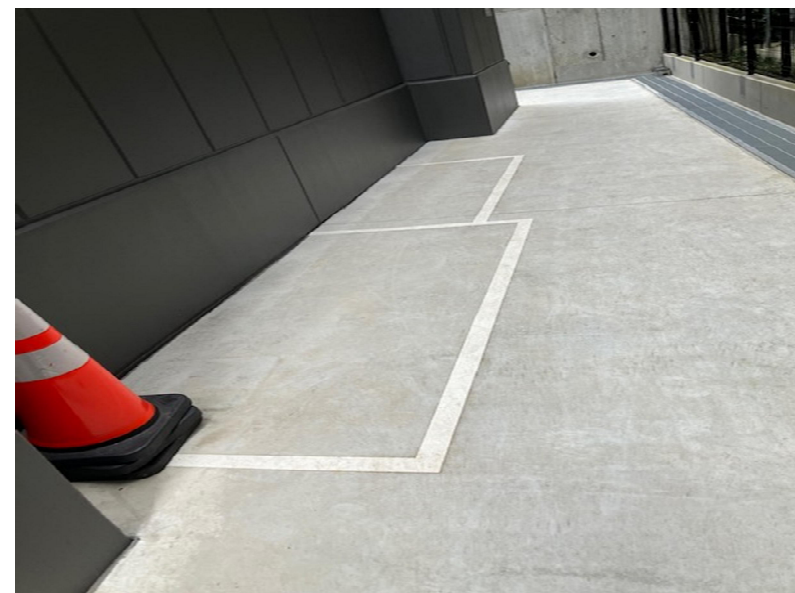
例:小売店舗2,000m²の場合

附置義務台数(自転車、原動機付自転車、自動二輪車の総計):75台

附置義務台数(自動二輪車):75台×5%=3.75台≒3台



自動二輪車駐車場設置事例①



自動二輪車駐車場設置事例②

3. 導入の効果

- ・条例制定後は、自動二輪車の**路上放置の減少**が実現。

4. リンク先(自治体HP)

仙台市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例

<https://www.city.sendai.jp/jitenshataisaku/kurashi/machi/koitsu/jitensha/churinjo/documents/jyourei.pdf>



1. 導入背景

- ・条例制定当時、**放置自転車等(自転車・原動機付自転車・自動二輪車)**が多数発生し、深刻な社会問題となっていた。
- ・その問題に対応するため、自転車条例において、道路交通法の対象とならない公園・緑地に置かれる自動二輪車も自転車等に含む形で**放置規制の対象車両**とし、自転車等駐車場の附置を導入。

2. 附置義務条例の内容 導入時期:昭和60年12月(最終改正時期:平成29年7月)

<附置義務の原単位> ※自転車・原付・自動二輪車との合算で算出

小売店舗		銀行等 金融機関		遊技場		学校		事務所	
対象店舗 等面積	附置基準	店舗等 面積	附置基準	店舗等 面積	附置基準	店舗等 面積	附置基準	店舗等 面積	附置基準
400㎡ 以上	20㎡毎 に1台	500㎡ 以上	25㎡毎 に1台	300㎡ 以上	15㎡毎 に1台	400㎡ 以上	20㎡毎 に1台	2,000㎡ 以上	100㎡毎 に1台

3. 導入の効果 ※自転車・原付・自動二輪車共通

- ・放置自転車等の撤去件数の減少が実現。

4. リンク先(自治体HP)

広島市自転車等の放置の防止に関する条例
https://www.city.hiroshima.lg.jp/kikaku/houki/reiki_int/reiki_honbun/r50ORG00000560.html



自動二輪車駐車場設置事例①



自動二輪車駐車場設置事例②

1. 導入背景

・事務所・商業施設利用者への利便性向上や路上駐車解消により区民の生活環境向上につながる**良好な住環境を形成するために導入。**

2. 条例の内容

導入時期：平成18年4月

＜附置義務の原単位＞

特定商業施設 (スーパー・ ショッピングセンターなど)		書店・コンビニ等		その他	
建築物の 規模	附置基準	建築物の 規模	附置基準	建築物の 規模	附置基準
敷地面積 300㎡以上	500㎡毎に 1台	敷地面積 300㎡以上	500㎡毎に 1台	敷地面積 300㎡以上	1台以上

3. 導入の効果

・導入以来、住宅以外の建築物に**約1,500台**の自動二輪
駐車施設が設置され、**バイク利用者の利便性が向上し、良
好な住環境の形成が実現。**
(設置台数については、除却による減少は未考慮)

4. リンク先(自治体HP)

江戸川区住宅等整備基準条例
<https://www.city.edogawa.tokyo.jp/toshikeikaku/kenchiku/ruletokyogi/seibijorei/index.html>



自動二輪車駐車場設置事例①



自動二輪車駐車場設置事例②

開発条例による自動二輪車駐車場の設置基準の制定(藤沢市)

1. 導入背景

- ・自転車等(自転車、原動機付自転車又は自動二輪車)の路上駐車を抑制し、**良好な都市環境を形成することを目的に附置義務を導入。**

2. 条例の内容

導入時期:平成20年12月

＜附置義務の原単位＞

遊技場		物販店舗・飲食店等		病院・診療所等	
建築物の規模	附置基準	建築物の規模	附置基準	建築物の規模	附置基準
制限無し (条例対象事業に限る)	店舗面積15m ² 毎1台	制限無し (条例対象事業に限る)	店舗面積20m ² 毎1台	制限無し (条例対象事業に限る)	業務面積50m ² 毎1台

※自転車・原動機付自転車・自動二輪車との合算で算出

自転車、原動機付自転車および自動二輪車の設置割合は任意。ただし、地形等立地特性により、**自転車よりも原動機付自転車および自動二輪車の利用の方が多く見込まれる場合においては、できる限り原動機付自転車 および自動二輪車の設置について配慮を求める。**

3. 導入の効果

- ・路上駐車抑制が実現し、良好な都市環境形成が実現。

4. リンク先(自治体HP)

藤沢市特定開発事業等に係る手続き及び基準に関する条例

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/kaihatsu/machizukuri/kenchiku/kaihatsu/jore.html>

(開発業務課)

特定開発事業等に伴う「自転車等駐車場」協議時の提出書類について

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/doboku-k/machizukuri/kotsu/barrierfree/jitensha/kaihatsu.html>

(道路下水道総務課)



自動二輪車駐車場設置事例①



自動二輪車駐車場設置事例②